（国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第六条　国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別紙第一号書式」を「別紙書式」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

別紙第二号書式を削り、別紙第一号書式を別紙書式とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第七条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

3　第五条の規定による改正後の歳入徴収官事務規程第二十一条の六第一項第三号から第六号の二まで並びに第二項第三号及び第四号に規定する納入告知書又は納付書（以下この項において「納入告知書等」という。）を発する場合において、歳入徴収官は、別紙第四号書式の備考4（別紙第四号の四書式の備考4（別紙第四号の五書式の備考、別紙第四号の六書式の備考、別紙第四号の七書式の備考及び別紙第四号の十四書式の備考において準用する場合を含む。）、別紙第四号の十一書式の備考1及び別紙第四号の十五書式の備考2において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるところにより納入告知書等の取扱庁番号欄に番号を付するものとする。

○財務省令第七十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百九号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の七第一項、第百二十七条及び附則第十二条の八の二第二項第一号並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第一項第五号、第二項、第五項及び第六項並びに第十一条の三の六の三第五項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の十三の表六の項中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第百五条の十四第二号の表六の項の項中「第十一条の二第一項第一号イ及びロ」を「第十一条第一項第一号イ及びロ」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第百五条の十五の表六の項中「第十一条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第百五条の十六の表六の項の項中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第百五条の十八の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項中「第十一条の三第一項及び第二項」を「第十二条第一項及び第二項」に改める。

第百十四条第一項第十二号を削り、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同条第二項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

第百十四条の四第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第六項中「雇用保険法施行規則第百一条の五第三項」を「雇用保険法施行規則第百一条の五第五項」に改め、「又は同令」を「又は同規則」に、「同令第百一条の五第三項」を「同規則第百一条の五第五項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百十四条の四の二中「同条第四項、第六項及び第七項」を「同条第五項」に、「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第百十四条の三十二の八第六項及び第百十四条の三十二の十三第三項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第百二十六条中「船員保険法第二十八条、第二十八条ノ七から第二十九条ノ二まで、第二十九条ノ四、第三十条ノ六、第三十一条ノ二又は第三十一条ノ三から第三十一条ノ六まで」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条（第四項を除く。）、第六十一条から第六十四条第一項まで、第六十五条、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条」に改める。

第百二十七条第一項中「第二十九条ノ五」を「第六十六条」に、「第二十八条ノ三第一項」を「第五十五条第一項」に、「第二十八条ノ六第二項」を「第六十一条第二項」に、「第二十八条ノ八第二項」を「第六十二条第二項」に、「第二十九条第二項」を「第六十三条第二項」に、「第二十九条ノ三第一項」を「第六十四条第二項」に、「第二十九条ノ四第五項」を「第六十五条第五項」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2　雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百十四条及び第百十四条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

○財務省令第七十五号

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）の一部の施行に伴い、及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条」を「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2　前項の規定により相手国実施機関等を経由して連合会に提出される第五条第一項第一号又は第二号に掲げる請求書には、当該請求書に添付すべきものとされている施行規則別紙様式第三十三号の二による年金加入期間確認通知書を添えることを要しない。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○財務省令第七十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の二第一項中「（標準報酬の日額（同条第二項の規定を適用する場合にあつては、同項に規定する雇用保険給付相当額。次項において同じ。）の百分の三十に相当する金額に限る。）」を削り、「育児休業手当金請求書（その一）」を「育児休業手当金請求書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「この項」を「次号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第三十一項を削り、附則第三十二項を附則第三十一項とし、附則第三十三項を附則第三十二項とする。